

論文審査及び最終試験報告書

2022年8月17日

1 論文提出者

金沢大学大学院法学研究科

専攻 法学・政治学専攻

コース・プログラム 研究コース

氏名 覃名遠

2 論文の種類

修士論文 / リサーチペーパー
(いずれかに○印)

3 論文題目 (外国語の場合は、和訳を付記すること。)

JSミルの危害原理における法と道德の関係——同性婚を素材として——

4 最終試験の結果

実施日 2022年7月22日

判定 (いずれかに○印) 合格・ 不合格

5 論文審査の結果

判定 (いずれかに○印) 合格・ 不合格

授与学位 (いずれかに○印)

修士 (法学 / 政治学)

6 論文審査委員

委員長 足立英彦

委員 中村正人

委員 東川浩二

委員

委員

論文審査の結果の要旨

1 論文提出者 氏名 覃名遠

2 論文審査の結果の要旨

本論文は同性婚制度を素材として法と道德の関係を検討するものである。覃は第一章の序論において、多くの欧米諸国や台湾ではすでに同性婚制度が導入されているものの、それらの国でも一定数の同性婚反対派がいること、また、台湾以外のアジア諸国ではまだ同性婚が認めてもらえないことから、現在でも同性婚制度の必要性について論じる意義があることを指摘する。つづく第二章では J. S. ミルの「危害原理」に基づき、政府による個人の自由の制限は、それが他者を危害する場合に限られること、ただしミルの「危害」の概念は曖昧なままであったことを指摘する。さらに第三章では H. L. A. ハートがミルの危害原理に基づきつつも、同原理を公共の場で他人に不快な感情を生じさせる行為の制限を正当化する「不快原理」として再構成したこと、その際、ある社会集団で概ね共有されている「実定道德」に基づく不快感は考慮されてはならず、それとは区別される「批判道德」に反する行為に対する制限だけが正当化されると考え、当時のイギリスでは犯罪であった同性愛行為は批判道德に反せず、したがって同性愛行為の非犯罪化を支持したことを説明する。第4章では、ミルの危害原理やハートの不快原理のようなりべラリズムに基づく主張の背景には、伝統や他人の習慣に縛られない自己決定こそが社会の進歩に不可欠であるという価値観が有り、この価値観に基づけば、同性愛行為を処罰してはならないという主張（覃の表現では「消極的自由の保障」または「国家に対する防御権」）だけでなく、性的少数者の自己決定権の一つである同性婚の権利を国家は保障すべき（覃の表現では「積極的自由の保障」または「国家に対する請求権」）であるという主張も導けることを確認した上で、同性婚を認めたアメリカの Obergefell v. Hodges 事件の連邦最高裁判決（2015年）及び台湾司法院大法官解釈第748号（2017年）を紹介・分析し、それらが、ミル・ハートのなりべラリズムの思想に依拠していること、他方、2021年の札幌地裁判決は、憲法14条1項の平等原則に基づき、同性カップルにも異性カップルと同様の婚姻の権利が与えられるべきとした点は評価できるが、憲法24条1項（「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」）の解釈において原意主義にとらわれており、24条に同性婚を否定する趣旨を読み込む事はできないと指摘する。以上の考察を踏まえ覃は、同性婚を法的に認めることは、多様な価値観や文化で構成される社会がより円滑に発展し、かつ個人が自らの幸福と発展を追求することを可能にすることに繋がること、これこそが危害原理の精神に従ったものであるという結論に至る。

本論文は性的指向の多様性と法の関係について法理学的視点から検討したものであり、この論点についての主要な見解であるミルやハートの議論を十分に検討するなど、当該研究領域における修士としての十分な知識、問題把握・解明力を示している（審査基

準①)。また、法と道德の関係という法理学の基本的論点の中で同性愛行為や同性婚問題を扱っており、法理学の研究テーマの設定方法としても妥当である (②)。論文の記述は十分かつ適切であり、理論の検討を踏まえた上でアメリカ・台湾・日本の判例を分析するという構成も説得的である (③)。必要な文献を踏まえ、同性愛行為の非犯罪化と同性婚の法的保障を共通の価値観から根拠付けようとしている点で独自の価値がある (④、⑤)。日本語、英語、中国語 (台湾華語) 文献を踏まえており、研究に必要な外国語力も十分なレベルに達していると認められる (⑥)。難点としては、本論文は同性愛行為を「消極的自由」、同性婚を「積極的自由」の保障範囲とみなしているが、ここでの「消極的」「積極的」の意味は曖昧であり、通常的不作為・作為を含意する意味とは必ずしも一致しないため、より明確な説明が求められること、また、アメリカ最高裁の判例分析が十分でないことを挙げるができるが、これらは修士論文の締切までには間に合わなかったものの、あと少しの研究によって克服可能である。より大きな難点は、「法と道德の関係」の検討を本論文の主要目的として掲げているところ、本論文で行えたのは同性愛行為や同性婚と法の関係の検討に限定されており、法と道德の関係一般を理論的・包括的に検討するまでには到っていない点が挙げられる。しかしこの点は専も自覚しており、博士後期課程の研究計画でその点を探究したいと述べていることから、今後の研究の進展を期待したい。

以上を踏まえ、本論文は本専攻申合せ第 7 条が定める修士論文の審査基準に照らして修士論文として十分な水準に達していると認められるため、合格の評価とする。また、今後の発展を十分に期待できるため、同 11 条に基づき「秀」認定に値すると評価する。

3 論文審査委員

| | | | | |
|-----|------|---|----|------|
| 委員長 | 足立英彦 | Ⓜ | | |
| 委員 | 中村正人 | | 委員 | 東川浩二 |
| 委員 | | | 委員 | |

(論文審査委員全員の審査により判定した。)